○文部科学省告示第百八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（古文書の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
慈鎮和尚夢想記　一帖	国立大学法人東京大学	東京都文京区本郷七―三―一
北野西京神人文書（九十九通）　九巻、三十三幅、二通	宗教法人北野天満宮	京都府京都市上京区馬喰町
後白河院庁下文、永暦元年五月五日　一巻	学校法人真宗大谷学園	京都府京都市下京区烏丸通七条上る常葉町
黒草紙　一冊 附　黒草紙　一冊 宝暦三年懐慧書写奥書	宗教法人薬師寺	奈良県奈良市西ノ京町四五七

○文部科学省告示第百九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（考古資料の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
赤漆塗木鉢　一箇 附　一、黒漆塗木椀　一点 一、赤漆塗木鉢残欠　二点 青森県向田18遺跡出土	野辺地町（野辺地町立歴史民俗資料館保管）	青森県上北郡野辺地町字野辺地一二三―一
茨城県武者塚古墳出土品 一、銀帯状金具　一枚 一、銀装圭頭大刀　一口 一、銅装三累環頭大刀　一口 一、鉄柄銅杓　一口 一、鉄製品　四十五点 一、石製品　十七点 一、ガラス小玉　七十九点 附　一、経錦残欠　一括 一、美豆良残欠　一点	土浦市（上高津貝塚ふるさと歴史の広場保管）	**茨城県**土浦市下高津一―二〇―三五
長野県柳沢遺跡出土品 一、銅戈　八口 一、銅鐸　五口分 一、土器・土製品　三十九点 一、石器・石製品　百六十点	中野市（中野市立博物館保管）	長野県中野市三好町一―三―一九